（案1別紙）

募 集 要 項 （都立学校経営企画室支援員）

<table>
<tr><th>事　項</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>身分等</td><td>地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員</td></tr>
<tr><td>任用期間</td><td>令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
※ 任用後に条件付採用期間あり。
※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。
なお、期間を定めた任用であり、令和10年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</td></tr>
<tr><td>勤務職場</td><td>都立高等学校・都立中等教育学校・都立中学校・都立小学校・都立特別支援学校</td></tr>
<tr><td>職務内容</td><td>(1) 学事関係業務
学籍管理、証明書の発行、授業料等徴収事務、学校徴収金会計、給食会計、生徒会会計、奨学金募集、災害共済給付、入学選抜
(2) 経理業務・給与業務
物品購入、旅費計算・支給、給与・報酬支給、予算執行管理、収入業務
(3) 服務業務その他庶務事務
勤怠管理、職員福利厚生、被服貸与、文書管理、物品管理、学校開放
(4) 窓口・電話対応
(5) その他、校長が必要と認める事務</td></tr>
<tr><td>勤務日数</td><td>年192 日
※ 各月の勤務日数は11日以上とし、各月の勤務割振りについては、配置先の所属長が決定します。</td></tr>
<tr><td>勤務時間</td><td>1日7時間45分（休憩時間を除く。）
※ 就業時間等は配置先により異なりますが、おおむね午前8時30分から午後5時までの勤務となります。
※ 配置先（定時制課程を設置する高等学校等）により、週1回程度、いわゆる遅番勤務（1～3時間程度勤務時間を遅らせた勤務形態）を割り当てられる場合があります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">休暇等</td><td>年次有給休暇を付与する（4 月 1 日付採用の場合は、10 日）。
<table>
<tr><td>任用日数</td><td>1年目</td><td>2年目</td><td>3年目</td><td>4年目</td><td>5年目</td><td>6年目</td><td>7年目</td></tr>
<tr><td>付与日数</td><td>10日</td><td>11日</td><td>12 日</td><td>14日</td><td>16日</td><td>18日</td><td>20日</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>(有給) 病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇
(無給) 病気休暇、、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、子育て部分休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業
※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与します。
※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。</td></tr>
</table>

（案1別紙）

募 集 要 項 （都立学校経営企画室支援員）

報酬	**208,100円（月額）** ＜令和8年度の報酬額。改定の可能性あり。＞ ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当の支給あり。	
通勤費	第二種報酬（通勤費相当分、上限150,000円／月）を支給する。	
公務災害補償	東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年東京都条例第114号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。	
社会保険等	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところにより、それぞれの保険に加入する。 勤務形態により、互助組合に加入する（会費の徴収有）。	
特記事項	・本業務へ従事するに当たっては、令和8年 12 月 25 日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当職の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、申込書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。	
求職者向けセクシャル・ハラスメント相談窓口等について	○ 男女雇用機会均等法の改正により、令和8年 10 月 1 日から求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント対策が義務化されました。 厚労省 HP: 職場におけるハラスメントの防止のために（セクシュアルハラスメント/妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント	厚生労働省 ○ 都における求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントの方針はこちらになります。 人事部方針 HP: 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する基本方針 ○ 採用・選考等において、教職員からセクシュアル・ハラスメントを受けた場合は、以下の相談窓口に御相談ください。 ハラスメント相談受付（都内公立学校に勤務する教職員、求職者等専用）